令和3年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

- 1. 招集年月日 令和3年2月10日(水)
- 2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
- 3. 開会(開議) 令和3年2月10日(水) 9時02分宣告
- 4. 閉会 (閉議) 令和3年2月10日 (水) 11時07分宣告
- 5. 出席議員

1番 金 﨑 朝 香 6番 村 上 三三郎 11番 吉 田 雅 紀

2番 美 濃 芳 樹 7番 小 島 正 春 13番 松 新 俊 典

3番 菊 地 政 文 8番 遠 藤 義 光 14番 平 田 文 夫

4番 石 橋 雄 一 9番 石 田 茂 春

5番 萬 康 10番 古 濱 正 之

- 6. 欠席議員
 - 12番 田 中 明 美
- 7. 地方自冶法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池田 高世偉 介護保険課長 藤 野 実 副広域連合長 大 江 和 彦 司 隠岐島前病院事務部長代理 中 尾 清 百 升 谷 健 隠岐病院副院長 藤 英 典 齌 平 木 伴 佳 齋 賀 百 同 事務部長 光成 秀樹 百 西村 経営課長 原 幸一 司 康 久 川崎 久 永 吉 人 百 消防長 隠岐病院名誉院長 小 出 博 己 正 消防次長 藤田 峰 事務局長 野津 信 吾 消防総務課長 田中井 和 幸

総務課長 和田哲也

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 藤野則子 書記 高井美雪

9. 会議録署名議員

5番 萬 康 6番 村 上 三三郎

10. 議事日程 別紙のとおり

- 11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
- 12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目

議第 1号 隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第 2号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例

- 議第 3号 隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 4号 隠岐広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 5号 隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する条例の一部を改正する条例
- 議第 6号 隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 7号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例
- 議第 8号 令和2年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)
- 議第 9号 令和2年度 介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第10号 令和2年度 隱岐島前病院事業特別会計補正予算(第5号)
- 議第11号 令和2年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第5号)
- 議第12号 令和2年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第13号 令和3年度 隠岐広域連合一般会計予算
- 議第14号 令和3年度 介護保険事業特別会計予算
- 議第15号 令和3年度 隠岐島前病院事業特別会計予算
- 議第16号 令和3年度 隠岐病院事業特別会計予算
- 議第17号 令和3年度 消防事業特別会計予算
- 13. 選挙の経過 なし
- 14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
- 15. 常任委員の選任 なし
- 16. 議会運営委員の選任 なし
- 17. 傍聴者 1名

議事の経過

○議長(平田 文夫)

おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和3年第1回定例会が招集されたところであります。新型コロナウイルス感染症は未だ収束に至らず、10都府県におかれては、緊急事態宣言が延長され、島根県においてもこれらの感染拡大地域への往来を控えるなど、何かと不自由な中、議員各位におかれましては、ご参集いただき誠にありがとうございます。安全安心なワクチン接種が進み、この危機を一刻も早く克服することを願います。

さて、本定例会には、総額 91 億 1,530 万 6,000 円の令和 3 年度当初予算 5 件をはじめ、

条例案件7件、令和2年度補正予算5件を含めた合計17件の上程が予定されております。 議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れ ますよう本席からご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

《開会》 号鈴

○議長(平田 文夫)

ただいまより令和3年第1回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

(開議宣告 9時02分)

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、出席 13 名、欠席 1 名でございます。12 番「田中」議員が県議会活動のため欠席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第 126 条の規定により 5 番「萬 康」議員、6 番「村上三三郎」議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月10日の1日間にしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日2月10日の1日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙1「諸般の報告書」を参 照願います。

日程第4. 広域連合長の施政方針

日程第4.「広域連合長の施政方針」を行います。

○番外 (池田広域連合長)

おはようございます。立春を過ぎ、徐々に日照時間が長く感じられるようになって参りましたが、まだまだ寒さ厳しい日が続く今日この頃でございます。議員各位におかれましては、お変わりなくご清栄のご様子、お慶び申し上げます。今定例会は、構成団体の3月

定例議会に先立ち招集させていただくものでございますが、年度末を控え何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、平成7年から25年間の長きにわたり、隠岐病院に勤務いただきました小出博己名誉院長が、この3月末で定年を迎えることとなりました。小出名誉院長は、隠岐病院はもとより無医地区の巡回診療、町立診療所の支援など多岐にわたり、この島の医療にご貢献を賜り、また、平成23年度から平成30年度まで、院長として病院運営も担っていただきました。まだまだ、お力添えを賜りたいところではございますが、4月からは出雲市へお帰りになられると伺っております。これまでのご尽力への感謝と、益々のご活躍、ご健勝を祈念申し上げる次第でございます。

さてご案内のように、昨年は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された年でございました。4月には、一度目の緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出や都道府県をまたぐ移動の自粛や休業の要請がなされ、隠岐4町村におきましても、小中学校の臨時休校をはじめ、文化・スポーツ施設などの休館や利用の自粛、会議や行事・イベントなどの延期又は中止の対応をとるなど、私たちの日常生活をはじめ、社会経済活動に大きな影響を及ぼしたところでございます。

隠岐広域連合におきましても、隠岐島前病院及び隠岐病院におきましては、陽性患者受入病床の確保や面会制限、並びに感染症外来の設置や入館制限等の対応を行い、隠岐航路におきましては、超高速船レインボージェット及びフェリーを減便する等の対応を行ったところでございます。また、本年1月7日及び14日に、11都道府県を対象として緊急事態宣言が再発令され、感染拡大防止策の強化・継続が求められているところでございます。

先の菅首相の施政方針演説では、「あらゆる方策を尽くし、医療体制の確保を強力に進める。」、「誰もが安心できる社会保障制度をつくり、未来を担う子どもたちや若者のための政策を進める。」などを柱に、「一人ひとりが力を最大限発揮し、互いに支え助け合える、「安心」と「希望」に満ちた社会を実現する。」としております。とりわけ、新型コロナウイルス感染対策の決め手となるワクチンにつきましては、「安全性・有効性の審査を行った上で、自治体と連携して万全な接種体制を確保し、早期に接種を開始できるよう準備するとし、まずは「安心」を取り戻すため、新型コロナウイルス感染症を一日も早く収束させる。」としたところでございます。

隠岐4町村におきましても、住民の皆様に感染拡大地域への往来自粛をはじめ、引き続きマスクの着用など、基本的な感染症拡大防止対策をお願いしつつ、それぞれの総合振興計画等を軸に、それぞれの町村で特色を生かし、自らのアイデアで、未来を切り開くことが重要であると考えるところでございます。

また、「有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持」を達成すべく、引き続き、島根県及び隠岐4町村とともに、令和4年度末で時限を迎える現行離島振興法の改正延長に向け、離島地域の振興に関する現状の課題並びに、新たに提案すべき内容等について幅広く

議論、検討を行っており、新たな政策が改正離島振興法に盛り込まれるよう、国へ働きかけているところでございますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、令和3年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、令和3年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位はもとより住民の皆様方のご理解とお力添えを賜りたいと存じます。

まず、隠岐広域連合事業全般にわたる方針についてでございますが、新型コロナウイルス感染症への対応を十分に考慮しつつ、引き続き、第4次隠岐広域連合広域計画及び第3次隠岐広域連合行財政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的で円滑な施設運営に努めて参る所存でございます。

はじめに、事務局総務課が所管いたします事業についてでございますが、まず隠岐航路につきましては、超高速船レインボージェットの年検ドッグが今月15日で終え、16日より運航を再開予定でございます。引き続き、隠岐航路振興協議会などにおいて、指定管理者である隠岐汽船株式会社、構成団体及び関係機関と協議・連携を図るとともに、隠岐航路あり方検討業務委託事業において、隠岐島の発展のため、持続可能で利便性に優れた隠岐航路を目指して参ります。

次に知的障がい者支援施設「仁万の里」事業につきましては、車イス用特殊浴槽設置工事及び就労B型事務所棟改修工事を予定しており、利用者の皆様方の生活環境並びに就労環境の改善を進めて参ります。また、福祉職員が必ずしも充足していない状況にあるため、人材確保対策を講じるよう、指定管理者である社会福祉法人博愛及び関係機関と協議・連携を深め、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設として、効率的かつ効果的な運営と施設づくりを進めて参ります。

最後に、レインボープラザ事業につきましては、共用部トイレ改修工事及び厨房空調システム更新工事を予定しており、利用者の皆様方の満足度向上を目指すところでございます。引き続き、指定管理者である株式会社隠岐商事との連携や協議をはじめ、関係機関と調整を図りながら、住民の皆様方に選ばれる魅力のある施設運営に取り組んで参ります。次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度は創設以来、21 年が経過しましたが、この間の急速な高齢化により要介護者の増加と、生産年齢人口の減少に伴う介護給付費の増加、介護保険料の上昇並びに、介護従事者の確保など、様々な課題が顕在化して参りました。

隠岐圏域におきましては、高齢者人口が緩やかに減少しますが、後期高齢者人口は徐々に増加し、2035年には高齢者のうち、70%以上の方が後期高齢者となります。加えて、生産年齢人口の減少に伴う介護の担い手不足が予想されており、これらを見据えたサービス基盤の整備及び人材確保対策の強化が必要となって参ります。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度となりますが、地域共生社会の実現に向け、新たな事業計画に基づき、保険者である隠岐広域連合と隠岐4町村は連携を深めな

がら、重点施策にありますように、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」を積極的 に進めるとともに、担い手不足の課題を乗り越えるための、「地域包括ケアシステムを支 える人材の確保」に向け、強力に取り組んで参ります。

また、介護給付の適正化に努めるとともに、保険料の収納につきましては、全庁での取り組みを継続し、みんなで支え合う介護保険制度の基本理念に沿って、より公平性を維持するために、収納率の向上に更に努めて参る所存でございます。

次に、病院事業全体について申し上げます。

病院事業につきましては、島根県地域医療構想における隠岐圏域の構想及び病院ごとに 策定した新公立病院改革プランに基づき、「安全・安心」の医療提供体制の確立に引き続 き取り組んで参ります。

医師招聘につきましては、島根県はもとより、大学等との円滑な連携体制の維持・充実に努めるとともに、独自の医師招聘対策を強化して参ります。また、看護師等の医療従事者確保対策につきましては、隠岐島出身関係者との連携や情報収集を深め、確保につなげる傍ら、隠岐島出身者に限らず、幅広く確保に向けて取り組んで参ります。

精神科医療提供体制につきましては、今年度末で定年を迎える有田医師が引き続き勤務いただけることに加え、現在、勤務いただいている非常勤医師につきましても、引き続き勤務いただける運びとなり、令和3年度も現状の体制を確保することができたところでございます。しかしながら、令和4年度以降の精神科医療提供体制は不透明な状況にあり、今後も引き続き、隠岐4町村と連携を図り、鳥取大学医学部にも参画いただいている隠岐圏域精神科医療支援連絡会議を軸に、精神科医療提供体制の強化に向けて鋭意努力して参りますので、議員各位におかれましても、情報提供などお力添えをお願い申し上げます。次に、隠岐島前病院についてでございます。

令和3年度の診療体制につきましては、常勤医師7名と非常勤医師により8診療科を継続いたします。また、後期研修医師3名を、年間を通して受け入れる予定でございます。 当該研修において医師が増員となりますので、常勤医師の宿当直業務などの負担軽減が図られるものと期待しているところでございます。

医療スタッフにつきましては、看護師3名を採用する予定でございますが、今後も産休・ 育休や定年退職などが見込まれており、また、看護助手や調理員も不足している状況にご ざいますので、引き続き全国に向けた情報発信や、院内及び院外研修等による人材育成に 取り組み、島前地域の中核病院としての役割を果たして参ります。

次に、隠岐病院についてであります。

令和3年度の診療体制につきましては、島根県、大学等の支援をいただき、常勤医師及び非常勤医師により、令和2年10月に開始した総合診療科を含め、17診療科で対応することとしております。

医療従事者の確保につきましては、依然として困難な状況が続いており、看護師、臨床

検査技師など、確保できない職種もございますが、今後増えていく認知症に対応するための、精神保健福祉士の採用をはじめ、必要な職種の確保に向けて、更に組織一丸となって、 人員確保及び人材育成に注力するとともに、関係機関等の連携を強化し、医療提供体制の 構築に努めて参ります。

病院経営につきましては、令和元年度から経営改革コンサルタント委託業務を導入し、経営改革計画を策定し、現在は実行に移っているところでございます。新型コロナウイルス感染症の対応により、予定通りに進んでいない部分もございますが、Web会議システムによる対応も含めて、計画の遂行に取り組んで参ります。

また、「医師の働き方改革」につきましては、2024年度の法改正に向けて、国・県からスケジュールが示され、令和3年度は具体的に進めるスタートの年となります。医師の年間時間外労働時間の制限については、宿日直を含めた医師の総労働時間の負担軽減の一環として、宿直翌日の勤務免除やタスクシフト(業務移管)、タスクシェアリング(業務共同化)等により、効率的な業務の推進に向けて、令和2年度に島根県が策定した医師確保計画も含めて関係機関との連携を図り、「この島に住む、安心の医療」を提供すべく、職員と一丸となって取り組んで参ります。

最後に、消防事業について申し上げます。

さまざまな災害が各地で発生し、さらには新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されるなか、多くの尊い人命、貴重な財産が失われており、消防が果たすべき役割は益々重要であると考えるところでございます。隠岐広域連合管内におきましても、昨年8月には50年に一度の記録的な大雨が降り、隠岐の島町では大きな被害を受けました。このような豪雨災害は、今後も増加すると予想されており、水害時の安全対策に万全を期すとともに、消防用ドローンを活用し、災害時の情報収集活動の充実を図って参ります。

予防業務につきましては、防火・防災指導と、防火対象物に対する指導を強力に進める とともに、引き続き住宅用火災警報器の設置率の向上を図り、住宅火災による死傷者や被 害の軽減を図って参ります。

危険物の規制・指導につきましては、施設への立入検査や危険物取扱者の研修などにより、なお一層の安全管理の徹底が図られるよう指導して参ります。

救急救命体制につきましては、高齢化が進み、救急出場件数の増加が進んでいることから、救急救命士の養成を計画的に行い、指導救命士を中心とした教育体制の充実を図り、現場対応力の向上と救命率の向上に努めるとともに、聴覚障がい者等からの 119 番通報への対応を強化するため、スマートフォン等で通報できる、「Net 119 緊急通報システム」の導入を予定し、安全かつ迅速に、高度な応急処置が実施できる体制の構築を図って参ります。

最後に、隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の老朽化に伴う庁舎整備に関しまして、 構成町村等と十分な協議を進めて参ります。 以上、私の令和3年度に懸ける施政方針を述べさせていただきましたが、事業の推進に当たりましては、隠岐広域連合の使命を果たすべく、あらゆる角度から検証・検討を進め、大胆な施策を展開するとともに、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす所存でございます。議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(平田 文夫)

以上で、広域連合長の施政方針を終わります。

日程第5. 議案上程の件

日程第5.「議案上程の件」を議題といたします。

議第1号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」 から議第17号「令和3年度消防事業特別会計予算」までの17案件を一括して議題とい たします。

只今議題となりました、17案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外 (池田広域連合長)

それでは、議第1号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第17号「令和3年度消防事業特別会計予算」までの17件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議第1号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」 についてご説明申し上げます。

隠岐病院の診療科について、糖尿病専門領域に対応するため、新たに「糖尿病・内分泌内科」を設置するもので、令和3年4月より町立五箇診療所に勤務する医師の専門領域であり、週1回専門外来として相互診療により対応するものであります。また、「救急科」については、令和2年10月に設置した「総合診療科」で対応することとして、「救急科」を廃止するものであります。施行日は、令和3年4月1日でございます。

次に、議第2号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申 し上げます。

令和3年度から令和5年度までの、第8期介護保険事業計画策定に伴い、介護保険料基準額につきまして、介護報酬0.7%の引き上げに伴う介護給付費への影響及び税制改正に伴う所得指標の見直し等を勘案し、現行の基準年額78,600円を据え置き、介護保険法施行令の一部改正に伴う関係条文について規定を改めるものであります。施行日は、令和3年4月1日でございます。

次に、議第3号 | 隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護保険法の規定に基づく関係省令の改正に伴い、高齢者虐待防止の推進、介護保険等 関連情報の活用、管理者要件の変更、質の高いケアマネジメントの推進、ハラスメント対 策の強化及び感染症や災害への対応力強化等を図るため、関係条文について所要の改正を 行うものであります。施行日は、令和3年4月1日でございます。ただし、附則の改正規 定は公布の日から、第15条第20号の改正規定は、令和3年10月1日でございます。

次に、議第4号「隠岐広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

先ほどの、議第3号においてご説明申し上げました条例改正と同じく、高齢者虐待防止の推進、介護保険等関連情報の活用、ハラスメント対策の強化及び感染症や災害への対応力強化等を図るため、関係条文について所要の改正を行うものであります。施行日は、令和3年4月1日でございます。

次に、議第5号「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護保険法の規定に基づく関係省令の改正に伴い、高齢者虐待防止の推進、介護保険等 関連情報の活用を図るため、関係条文について所要の改正を行うものであります。施行日 は、令和3年4月1日でございます。

次に、議第6号「隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

先ほどの、議第5号においてご説明申し上げました条例改正と同じく、高齢者虐待防止の推進、介護保険等関連情報の活用を図るため、関係条文について所要の改正を行うものであります。施行日は、令和3年4月1日でございます。

次に、議第7号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、急速充電設備の全出力の上限が拡大されたことに伴い、規定中の字句及び設備を設置する場合の基準を改めるとともに、消防長に届出を義務付ける規定を追加するものであります。施行日は、令和3年4月1日でございます。

続いて、一般会計及び特別会計の補正予算案のご説明を申し上げます。

議第8号「令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、議会費は、決算見込みに伴う旅費の減額、総務費の総務管理費は、 決算見込みに伴う一般管理費の共済費の増額、職員手当等、旅費、委託料、使用料及び賃 借料及び負担金補助及び交付金の減額、超高速船・フェリー管理費の決算見込みに伴う職 員手当等、共済費及び旅費の減額、仁万の里管理費の決算見込みに伴う職員手当等及び共 済費の減額と、民生費は、低所得者介護保険料軽減負担金確定に伴い繰出金を減額するも のであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入を それぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 584 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,856 万 5,000 円とするものであります。

次に、議第9号「令和2年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費は、決算見込みに伴う総務管理費等の減額、保険給付費及 び地域支援事業費は、サービス別給付費と財源を組み替えるものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い保険料、県支出金、繰入金及び諸収入をそれぞれ増額し、分担金及び負担金、国庫支出金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 874 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 34 億 1,984 万 3,000 円とするものであります。

次に、議第10号「令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第5号)」について ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、医業収益は、新型コロナウイルス感染症対策の影響による、入院・外来患者数の減及び診療単価の見直しにより減額するものであります。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金の増額及び負担金交付金の減額が主なものであります。医業費用は、給与費及び減価償却費を減額し、材料費及び経費の見直しによる増額、医業外費用は、企業債借入実績等による支払利息の減額が主なものであります。特別損失は、令和元年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、島前3町村へそれぞれ返還するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、医療機器の追加購入により増額するものであります。企業債償還金は、令和元年度電気設備設置事業の事業繰越しに伴い、企業債の借入について令和2年度に期日延長したことから、企業債償還元金を減額するものであります。投資は、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。資本的収入は、企業債償還金の減額により出資金を減額し、長期貸付金収入は、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。また、医療機器の購入に係る財源として、補助金を増額するものであります。

補正予算第5条は、給与費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について減額するものであります。

補正予算第6条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものでありま

す。

次に、議第11号「令和2年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第5号)」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、医業収益は、新型コロナ感染症対策の影響による入院・外来患者数の減及び診療単価の見直しにより減額するものであります。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金の増額及び負担金交付金の減額が主なものであります。医業費用は、正規職員未採用及び育休職員の人件費の減と、代替に対応するための会計年度任用職員採用等による、人件費の増の差引きによる給与費の減額、化学療法の治療増に伴う材料費の増額、看護師業務委託料の増額等、経費の見直しによる増額であります。特別損失は、令和元年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、施設整備費の整備内容の変更に伴う減額と、医療機器の購入品目の変更及び医療機器購入に係る入札減により減額するものであります。投資は、修学資金貸与者の減と、医師研修資金の新規貸付がなかったことにより減額するものであります。資本的収入は、新型コロナウイルス感染症に関連した、医療機器購入に係る入札減に伴う補助金の減額、長期貸付金収入は、修学資金貸与者の減に伴う減額、長期貸付金償還金収入は、修学資金返還金を増額するものであります。

補正予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

補正予算第6条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について減額するものであります。

補正予算第7条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第12号「令和2年度消防事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申 し上げます。

歳出につきましては、総務費は、決算見込みに伴う給料、職員手当等、共済費、報償費、 交際費、役務費及び負担金補助及び交付金を減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 583 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 6 億 8,972 万 8,000 円とするものであります。

続きまして、議第 13 号から議第 17 号までの議案は、一般会計及び特別会計の令和 3 年度の当初予算についてであります。

当初予算の編成にあたりましては、国、県及び構成町村の厳しい財政状況を踏まえ、報

償費、旅費、交際費、需用費、役務費の経常経費について、令和2年度当初予算額以下とする要求枠の設定を行い、経費節減に努力すると共に、病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応を十分に考慮しつつ、経営改善計画等に沿った事業運営とし、企業としての独立採算性を追及し、収支改善に努めた予算編成を行ったところでございます。

令和3年度当初予算の全会計の歳出総額は、91億1,530万6,000円で、前年度当初予算と比較して1億7,065万4,000円の増額予算となっております。また構成団体負担金は、29億2,780万6,000円を計上しており、前年度に対しまして9,842万1,000円の増額であります。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

議第13号「令和3年度隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、5億4,133万9,000円と定め、前年度と比較して5,845万8,000円の増額 予算となっております。

歳入の主なものは、構成団体負担金、低所得者介護保険料軽減に係る国庫支出金、県支 出金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入であります。

歳出の主な内容は、総務費で、特別職1名及び一般職12名の人件費、レインボープラザ、超高速船レインボージェット及び仁万の里の管理費が主なものであります。また、レインボープラザ管理費では、フロントシステム更新工事費、共用部トイレ改修工事費、厨房空調システム更新工事費及び館内LED照明導入更新工事費、超高速船・フェリー管理費では、指定管理料及び隠岐航路振興協議会運営経費、仁万の里管理費では、指定管理料、車イス用特殊浴槽設置工事費及び就労B型事務所棟改修工事費が主なものであります。

次に、議第 14 号「令和 3 年度介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、33 億 8,569 万 7,000 円と定め、前年度と比較いたしまして 1,998 万 9,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、保険料で、第1号被保険者の所得段階人数の変更に伴い、5億9,023万7,000円を計上いたしました。分担金及び負担金では、5億1,576万6,000円を計上するものであります。国庫支出金につきましては、調整交付金交付割合減により、前年度と比較して減額、支払基金交付金及び県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の増により、前年度と比較して増額となっております。また、繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金の増に伴い増額となっております。

歳出につきましては、総務費で1億176万3,000円を計上しており、前年度と比較して625万6,000円の減額となっております。総務管理費の人件費及び介護保険システム改修に係る負担金の減が主な要因であります。保険給付費では30億5,022万円計上しており、介護保険制度改正に伴う報酬改定の増により、前年度と比較して0.6パーセントの増加と

なります。地域支援事業につきましては、昨年度並みの 2 億 2,412 万 1,000 円を、諸支出金につきましては、国の交付金に係る町村事務繰出金の増により、947 万 8,000 円を計上するものであります。

次に、議第15号「令和3年度隠岐島前病院事業特別会計予算」についてご説明申し上 げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は44 床であります。年間患者数は、前年比で若干の減少を予定しております。また、建設改良事業は、医療機器等11品目の購入に係る費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して1.8%増の8億9,437万9,000円、病院事業費用は、1.6%増の9億1,806万円を見込み、収支差引2,368万1,000円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は医療機器等の購入費、企業 債償還金及び修学資金の貸付に1億657万7,000円を予定し、収入は8,093万6,000円を 予定しております。なお、差引不足分2,564万1,000円については、当年度損益勘定留保 資金等で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額を、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、 議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限 度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第 16 号「令和 3 年度隠岐病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げま す。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は115 床であります。年間患者数は、前年度と比較して入院では、ほぼ横ばい、外来では、7%の減を予定しております。また、建設改良事業は、施設設備整備3件、医療機器19品目及び公用車1台の購入に係る費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して3.6%増の31億9,328万1,000円、病院事業費用は、3.5%増の32億6,697万4,000円を見込み、収支差引7,369万3,000円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、施設整備費として、隠岐病院病棟再編工事設計業務、無停電電源装置・直流電源装置更新事業及び病室洗面台照明器具更新事業であり、医療機器 19 品目及び公用車1台の購入、企業債償還金並びに医学生等修学資金の貸付に2億5,445万1,000円を予定し、収入は、2億1,795万3,000円を予定しております。

なお、差引不足分 3,649 万 8,000 千円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限 度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第 17 号「令和 3 年度消防事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。 予算総額は、6 億 4,220 万 8,000 円と定め、前年度と比較して 5,515 万 4,000 円の減額 予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で、職員人件費及び運営費が主なものであり、事業費では、 消防ポンプ自動車の整備費が主なものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(平田 文夫)

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第6. 一般質問

日程第6. これより「一般質問」を行います。

一般質問は、お手元に配布の別紙 2「通告一覧表」のとおりであります。質問時間は答 弁を除き 30 分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員・執行部におか れましてはご協力をお願いいたします。

それでは発言を許します。6番「村上三三郎」議員。

○6番(村上 三三郎)

おはようございます。それでは、一般質問を行います。

政府が予定している後期高齢者の窓口負担増に対する影響と、それについての支援策等について、隠岐広域連合長の所信を質します。

最近、全世界で新型コロナウイルスの感染者の増加が続いています。幸い隠岐郡では今のところ感染者はいませんが、感染がいつ起きるか分かりませんので、警戒は必要だと思います。現在、この感染症に対する治療薬やワクチンも無く、日常生活において三つの大切を守り健康の維持に努めることが大切です。

政府はこの感染症対策として、政府の要請に応えない感染者等には罰則を科するとのことですが、余りにも非情な施策だと思います。国民の協力を求めるなら、納得とともに必要なら保障を行う必要があります。

現在、国への要請として次のようなものがあります。「1.PCR検査を拡充し、新規感染者を減らす。」「2.医療機関と医療従事者、保健所に対する支援の拡充。」「3.自粛と一体に十分な補償を行い、雇用と営業を守るための支援。」があります。

また、隠岐の島町では、町内放送で町民へ次のような要請をしました。「1.うがい、手洗いの励行、マスクの着用。」「2.三つの密を避ける。」「3.不要・不急の外出自粛。」町民が一体となってコロナウイルス禍の克服に取り組むことが大切です。

全世代型社会保障制度改革について、政府は75歳以上の高齢者の一定の所得のある人の窓口負担を1割から2割に引き上げるとのことです。政府案の年収200万円以上の人は、370万人とのことです。政府の高齢者の負担(自助)、現役世代の負担(共助)、国の負担(公助)と言いますが、公助の増加を優先すべきであります。

75 歳以上の高齢者は、敗戦後の日本の苦難な時代に家族を守り、地域社会の維持・発展のために懸命に尽くしてきた世代です。政府の施策は、これらの人たちに対する血も涙もないもので絶対に認められません。

次の点について質問いたします。「1.この施策により、1割から2割に負担増になる隠岐圏域の人は、何人になりますか。」「2.この施策によって、治療の抑制につながる惧れがあります。これに対する支援策を用意しておられますか。」「3.この施策に対して、国や県に対して反対の意見を表明する用意をしておられるか否か。」をお示し下さい。

○番外 (池田広域連合長)

只今の村上議員の「全世代型社会保障制度改革による影響について」にお答えいたします。議員仰せのとおり、政府は、昨年末に、「全世代型社会保障検討会議」の最終報告をまとめました。報告では、75歳以上の医療費窓口負担について、年収200万円以上の人を対象に1割から2割に引き上げることとし、本通常国会に関連法案を提出するとしております。

議員ご質問の「1.この施策による1割から2割に負担増になる隠岐圏域の人口数」でございますが、令和2年12月末現在、後期高齢者医療費1割負担の人口は、隠岐4町村全体で4,187人おられます。町村別では、海士町507人、西ノ島町669人、知夫村158人、隠岐の島町2,853人でございます。

後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる医療制度改革の詳細が、現在は断片的に示されていることから、正確な対象者は推計できませんが、例えば、「単身世帯で、住民税課税所得28万円以上かつ年収200万円以上」という条件で対象者を抽出した場合、隠岐4町村全体で560人程度、町村別では、海士町100人程度、西ノ島町50人程度、知夫村10人程度、隠岐の島町400人程度となる見込みでございます。

次に、「2.この施策に対する支援策の有無について」でございますが、隠岐広域連合は、 隠岐島前病院及び隠岐病院の運営を行っている特別地方公共団体であり、隠岐広域連合が 独自で当該施策に対し支援することは難しいと認識しておりますので、ご了承をいただけ ればと思います。

次に、「3.この施策に対する国や県に対しての反対意思の有無」でございますが、本施策は、国の社会保障制度改革の柱であり、まさしくこれから、この度の通常国会で議論されようとしている法案であることから、現時点で反対の意思を表明することは考えておりません。今後、本医療制度改革の理解や情報収集に努め、島根県、隠岐4町村と協議を重ねながら、島民の皆さまが、豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指して取り組んで参り

ますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○6番(村上 三三郎)

それでは、再質問を行います。未確定な要素のあることについての答弁をいただきました。答弁の内容の着実な実施を求めたいと思います。その上で、次のとおり再質問をいたします。

隠岐広域連合長は、本定例会への所信表明演説で、概略次のように表明されました。

「2035年には、高齢者のうち75%以上の人が後期高齢者になります。加えて生産年齢人口の減少に伴う介護担い手の不足が予想されており、これらを見据えたサービス基盤の整備及び人材確保対策の強化が必要になり、地域包括ケアシステムを支える人材の確保に努めます。」と表明されました。これらのことは制度運営上必要なことであります。一方で次のような指摘があります。

75 歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度の給付財源が被保険者の保険料や公費だけでなく、現役世代が加入する健康保険組合などが拠出する後期高齢者支援金で支えられており、その負担が年々重くなっています。2割負担を導入すれば、必要な治療を受けられない人が増え、重症化してから病院や診療所にかかる人が増えることが危惧されます。全国的にはコロナ禍のもとで受診控えが広がっているとのことです。全ての人の最低生活保障、医療・福祉に国が責任を負うことが求められています。これらのことについて、広域連合長の所信を質します。

○番外 (池田広域連合長)

村上議員の再質問にお答えいたします。所信ということでございますが、後期高齢者が 2割負担となるのは、一定の所得がある方が対象になっていることに加え、子供たち子育 て世代、現役世代まで広く支えていくため、社会保障制度全般にわたる持続可能な改革を 目指し、今国会で議論しているところと認識しております。従いまして、国の責におきま して、社会保障のより良い在り方を示していただければと思うところでありますので、ご 理解をいただきたいと思います。

○6番(村上 三三郎)

ご答弁いただきました。広域連合長が言われたように、これは国の責任に基づくものでありますので、そういった住民の意見を十分国に伝えて、高齢者世代を支えるような施策の実現を求められるよう求めて質問を終わります。

○議長(平田 文夫)

以上で村上議員の一般質問を終わります。

次に11番「吉田雅紀」議員。

○11 番(吉田 雅紀)

11 番吉田雅紀でございます。コロナ禍での住民の暮らしを如何にして守っていくのか、離島医療の充実の観点から質問いたしますので、真摯なご答弁をよろしくお願いいたしま

す。

はじめに、ワクチン接種についてであります。ニューノーマル(新しい生活様式)と言われるように、新型コロナの感染拡大によって、私たちの生活文化はかつてない変容を迫られております。これがいつ収束するのか、また元のように人とのふれあいに溢れた日常に戻れるのか、そのカギを握るのがワクチン接種であります。国は今月末、ワクチン接種を医師から始め、順次医療従事者に拡大し、3月には65歳以上の高齢者に接種券を配布し、4月からの接種を始める方針であると発表いたしました。これを受けて、全国で対応に追われているわけでありますが、島根県は健康福祉部薬事衛生課内に支援班を立ち上げ、また松江市ではワクチン接種実施本部を立ち上げ、その方針を公開しております。まだまだ情報は錯綜しておりますし、実際は各町村単位での対応となりましょうが、圏域の中核的2病院を経営する広域連合として情報を取りまとめ、自治体と病院との連携や、診療所・地元医師会との連携、その都度の住民への周知など一元的役割を担うべきと考えますが、進行状況及び現段階での方針並びに見解をお聞かせください。

次に、医療包括ケアシステムを支える人材の確保についてお伺いします。この度令和3年度から始まる、第8期の隠岐広域連合介護保険事業計画が提示されました。誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる地域づくりと、その理念は立派でありますが、隠岐圏域では少子高齢化と島外への流出による人口減少は止まりません。2035年には、後期高齢者が高齢者全体の7割を占めると試算されてもおり、地域包括ケアへのニーズが高まる一方で、生産年齢人口の縮小は深刻な担い手不足をもたらします。こういう中で、地域包括ケアを担う人材確保をどのように進めていく考えであるかお聞かせください。また、団塊の世代が後期高齢者となるいわゆる2025年問題、全国で最大27万人の看護師、38万人の介護職員が不足するという厚生労働省の試算もある中で、デジタル社会の進展と相まって医療福祉のロボット化は急ピッチで進めなければなりません。人手が確保できない中、省力化・効率化のためにロボット化を進めることで基盤整備をしていくという現場支援について、どう考えているのかお聞かせください。また広域連合だけではなく、役場の保健福祉の担当部署や町村の社会福祉協議会との連携を図り、限られた人的資源をワンチームとして機能させていく必要性を感じているのでありますが、所見をお聞かせください。

連合長はこの度の施政方針で、島根県及び大学等との円滑な連携体制の維持・充実に努めるとともに、独自の医師招聘対策を強化していくと述べられました。具体的にどのようなことをやっていく考えであるか、医師招聘は尽きることのない課題でありますが、これをお聞かせください。

また、コロナ患者の受け入れにより、医療体制が逼迫する都市部の病院では、看護師の離職も相次いでいるとの報道があります。実態がわかりませんが、看護師の労働市場にこれまでとは違う変化が起きているのではないかと推察いたします。コロナによって、これ

までの都会の人口集中の中での暮らしを見直し、競争や効率一辺倒ではない豊かな自然と、おいしい水や空気と温かい人との絆に恵まれた地方で暮らそうという田園回帰・人間回帰への流れが大きくなりつつあります。つまり、不謹慎かもしれませんが、これまでより地方において医師や看護師が確保し易くなるのではないかとも考えられるわけであります。こういった雇用環境の変化を捉え、新たな人材確保対策に乗り出すべきではないかと思うのでありますが、派遣業界へのマーケットリサーチや直接雇用へのプロモーションなど、変化の対応をどう考えているか、この対応をどうしようと思っているか、お覚悟お聞かせください。

また、精神科医療提供体制については、次年度も有田先生にご無理をお願いし、大変感謝をしているところでありますが、引継ぎの心配がないように、時間をかけて対象者との信頼関係を築くという精神医療の特性からは、ベテランと若手の2人体制で隠岐4島の精神医療を担うという理想に照らすと、今後への不透明さは拭えません。鳥取大学医学部も参画している隠岐圏域精神科医療支援連絡会議とはどのような目的の下に設置された組織であるか、また島根県保健医療計画の中でどう位置付けられているのかお伺いをいたします。更に第4の障がいと言われる発達障がい者の数は、少なく見積っても人口の7%以上という研究発表がありますが、隠岐圏域の状況はどうなっているのでしょうか。松江や出雲では子供の数が減る中で、発達障がいを含めた適応障がいのある児童生徒の数は増加の一途を辿り、教室を増設する状況であります。未だ障がい認定体制が不十分な中ではありますが、隠岐圏域における近年の精神障がい者保健福祉手帳及び精神通院医療の該当者数の推移も併せてお答えください。

次に隠岐病院の経営について、令和元年度から外部経営コンサルタントの指導の下、経営改革計画を策定し実行に移されているところでありますが、医業収益と医業費用の収支均衡を図っていくための改善ポイントについて、改めて説明をお願いいたします。今年度はコロナのため計画通りの数字にならないことは承知しておりますが、その中でも経営改革計画の考えから、明らかな効果が見受けられるものについてご紹介ください。と言いますのも、予算関連資料においては、収入の部のみに備考欄及び主な内容及び増減理由欄に経営コンサルタント導入効果との名目で単価アップが記載されていますが、何故これがコンサルタント導入によるものなのか書類上は不明であります。また経営とは入るを量り出るを制するもの、当然支出においても導入効果はもたらされているものと思います。その意味で企業としての独立採算制を追求した成果は、収入支出とも各勘定科目の年ごとの推移を説明書類として閲覧できるような形態で添付していただきたいと思う訳であります。成果はどう表されているか、改めて説明を求めます。

最後の質問は、病院事業における資本的支出のうち、医学生修学資金貸付金及び医療技術修学資金貸付金など、すなわち投資についてであります。私はこの低迷が非常に気になっているところであります。この投資は、リターンとして将来圏域の医療を担う人材の獲

得に繋げるうえで、極めて重要な事業であると認識しており、むしろ予算が足りなくて補正を行うようでなくてはならないと思うのであります。低迷の原因をどう分析しているかお聞かせください。また応募が来るのを待つだけの受け身ではなく、積極的な投資を図るためには、若者が地域を担う人材として育つよう組織や業際を越えて、ライフプランやキャリア教育への働きかけが必要であり、少なくとも中学校段階での啓発活動、また高校魅力化コンソーシアムへの参画まで、広域連合として踏み込むべきだと考えるわけであります。このことを踏まえて、将来の医療人材確保への展望をお聞かせください。5G(ファイブジー)や Society5.0(ソサエティ5.0)また SDGs(エスディージーズ)などが目指す、新たな社会への革新は、コロナ禍によって一層スピードを増していきます。連合長並びに執行部におかれましては、常に未来の隠岐を見据える視点で、時代の変化に高いアンテナを張っていただきたい。期待を申し上げて質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○番外 (池田広域連合長)

只今の吉田議員の一般質問についてお答えいたします。

最初に、1点目の「新型コロナウイルス感染症に伴うワクチン接種の取組み状況」についてお答えいたします。

まず、現時点でのワクチン接種の体制やスケジュールにつきましては、お配りしました 資料のとおり、医療従事者については3月中旬の体制確保を目途とし、高齢者については 4月開始となっております。医療従事者向けについては、県が実施主体となり、関係者間 で調整や体制が整いつつあるとのことでございます。

4月以降の高齢者をスタートとする住民向けワクチン接種につきましては、町村が実施主体となり、住民への周知、接種方法、接種場所等を決めることになります。その際のワクチン接種に対応する医療従事者につきましては、隠岐の島町においては、隠岐病院、町立診療所、開業医を含めた対策チームを立ち上げて取り組みが始まったところです。現時点では協議の段階であり、明確にお応えすることは出来かねますが、隠岐の島町と連携を図り、スムーズにワクチン接種が出来るよう、医療従事者の体制を確保することとしております。

なお、ワクチン接種に対応する超低温冷凍庫については、医療従事者向けワクチン接種 後に、それぞれの町村に配置予定となっており、隠岐の島町では隠岐病院で管理すること を確認しております。島前地域においても、西ノ島町では隠岐島前病院で、海士町・知夫 村においては、それぞれの町村に超低温冷凍庫が配備されると伺っており、各町村役場を 中心に、接種にむけた体制作りが図られるものと考えております。

全国民対象のワクチン接種となる中で、特に離島である隠岐圏域では、限られたワクチン数を限られた期間で接種するためには、本土との調整が難しいことなどを考察すると、連携がより重要となって参りますが、情報が混乱しないよう、実施主体の構成町村と協議、

調整のうえ対応して参りたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「地域包括ケアシステムを支える人材の確保」についてお答えいたします。

地域包括ケアシステムを推進するということは、単に後期高齢者急増という社会的課題の解決を目指すということでなく、その課題を切り口として少子高齢化、人口減少、経済の停滞、人材不足といった様々な変化や関係性を踏まえて、隠岐4町村や島根県など関係機関と連携を図りながら解決がなされるものと考えているところでございます。

そのため、介護保険課を事務局とした「隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会」では、人材確保対策、介護サービス基盤の充実、多職種連携などを柱として、隠岐4町村福祉担当部署や社会福祉協議会、更には福祉施設で構成する隠岐地区老人施設研究協議会などを交えた議論を重ねており、介護保険課に県内福祉専門学校のサテライトオフィスを設置し、無料職業紹介事業や各種研修会に加え、中学生を対象とした「介護の基礎的講座」の実施を行ったところでございます。

介護ロボットの普及については、資料にありますように、都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用した、装着型パワーアシストや歩行アシストカートなどの導入に向け、福祉施設を招いた展示会の実施などを行い、導入支援を積極的に図っていくよう検討しているところでございます。

次に、3点目の「独自の医師招聘対策の強化」についてお答えいたします。

医師招聘については、独自採用に加え、島根県及び島根・鳥取大学から派遣をいただき、現在の診療体制を維持しているところでございますが、一方、独自の医師招聘活動の強化も重要と考え、平成29年に設置した「島の医療人育成センター」を中心に、初期臨床研修を修了した3年目以降の専攻医等の研修受け入れに取組んでいるところでございます。3カ月から1年間の研修となりますが、常勤医として勤務することとなり、今までの5名の実績に加え、今年度も2名、来年度も3名で延べ1年間勤務する予定となっております。

また、隠岐にゆかりのある医師について、職員を含めた様々な方から頂いた情報をもとに作成したリストを活用し、院長自ら手紙を出し隠岐病院の状況など理解いただき、積極的な招聘活動を行っているところでございます。

質問後段の「看護師のマーケットの変化」についてでございますが、日本看護協会の報道によりますと、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた病院の2割で、看護師の離職が見られたとのことでございます。労働環境の変化や感染のリスク、周囲からの差別などが理由と見られています。議員ご指摘の、新たな確保対策に活かすべきだという点につきましては、現時点で、看護師のニーズや地方への流れについては的確に把握出来ておりませんが、常にアンテナを張り、情報収集に努めながら看護師などの人材確保対策を講じていく所存でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、4点目の「隠岐圏域精神科医療支援連絡会議の目的と効果」についてお答えいた

します。

精神科の診療体制及び医師招聘の目途が立たない中、島根県医療政策課と協議を重ねた結果、隠岐圏域の精神科医療を守るため、大学などからの常勤医派遣や診療支援を充実することを目的として、隠岐圏域に近い医療機関等にご理解をいただき、平成 29 年度に本連絡会議を設置いたしました。

次年度につきましては、有田医師が引き続き、隠岐圏域の精神科医療を担っていただけることとなりましたが、本連絡会議において負担が大きいことなどをご理解いただき、非常勤医師に加え、鳥取大学、島根大学、更には、必要に応じてこころの医療センターや松江赤十字病院及び松江青葉病院から代診の支援をいただくなど、支援体制は広がっているところでございます。また、「島根県保健医療計画」にも隠岐圏域編の精神疾患の施策の方向に位置付けられることで確認しているところでございます。

発達障がい者については、必ずしも隠岐圏域の病院などに関わっていない場合も考えられ、隠岐広域連合では全体を把握出来ていないところでございます。また、精神障がい者保健福祉手帳及び精神通院医療該当者数は、平成23年度から比較して、保健福祉手帳25人増加となる470人と、精神通院医療該当者76人増加となる216人という状況でございます。

次に、5点目の「隠岐病院の外部経営コンサルタントによるポイントと改善効果」についてお答えいたします。

まず、基本的な考え方は、構成団体とのルールである「繰出基準」内の財政負担となるよう、医業収益の増収と医業費用の削減を計画するものでございます。

他方、離島での安心の医療を確保するため、収支バランスが保てない不採算部門である 産科、小児科、精神科、救急医療なども重要と考えており、構成団体と情報の共有化を図 ったうえで、応分の負担をお願いする病院運営を目指しております。

医業収益増収の主なものは、病床機能の見直しにおける地域包括ケア病床の病棟化によるもので、令和3年度に設計し翌年度に改修工事を行う予定であり、年間5,500万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

また、診療報酬の加算取得等について、コンサルタントの指導により、今年度について も入院・外来を含め、1,600万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

医業費用につきましては、医薬品納入業者に事前説明会などを行い、院長自らの交渉もあり 600 万円余り、経費の委託料につきましてもメンテナンスをスポット対応に変更するなどの工夫により、1,000 万円余りの削減が可能となったところでございます。

質問後段の「独立採算性を追求した成果」についてでございますが、公立病院改革プランをベースに計画書を策定したところでありますが、実行途中であり、新年度予算において成果が表れていない状況でございます。計画の目標である令和5年度には、目標達成を図るよう取組んで参ります。

最後に、6点目の「修学資金貸付事業」についてお答えいたします。

まず、直近5年間の修学資金貸付状況についてですが、隠岐病院では1年間、6~7名の貸与者で推移しておりましたが、今年度においては3名と半減いたしました。また、隠岐島前病院では、平成24年度以降、貸与者はいない状況であります。

一方で、進路先として医療系を選択している学生は、倍近くおられ、修学資金を利用していない学生が多くいることも事実でございます。

隠岐広域連合の取組み状況については、地元の小・中・高校生を対象に意見交換会や職場体験及び職場見学の受入れを積極的に行うことなどに加え、県立大学出雲キャンパスに在籍する地元学生と教授もお誘いし、交流会を通して、常に繋がりを保つよう心掛けているところでございます。

また、高校魅力化コンソーシアムにも参画し、進路・進学において医療従事者を目指していただくよう取組んでいるところでございます。

今後も引き続き、修学資金貸付事業の普及に加え、ご紹介した様々な活動を通して将来の医療人材確保のため、投資や取組みを続けていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○11 番 (吉田 雅紀)

大変丁寧なご説明ご答弁をありがとうございました。改めて隠岐圏域の離島の医療に対する熱意というのも感じたわけでありますし、いろいろな組織団体、あるいは仕事の垣根を越えて協働していくという姿勢も十分伝わってきました。ただ、こういう広域連合の取組みが広く住民に本当に理解されているか、伝わっているかというのは、クエスチョンではないかというのも改めて感じたところであります。今後こういった広報活動のあり方も含めて、しっかり隠岐ならでは、圏域ならではの、離島ならではのあり方というものをしっかり島民に伝えたうえで、島民との今度は協働、協働という概念は、参加する人が自分の事として一生懸命になるという協働の概念、これが浸透していくように是非努力をしていただきたいと強く思った次第であります。そのうえで2点ほど再質問させて下さい。

まず、隠岐病院の経営改革について聞きましたけども、コンサルの導入効果というものが書類の上からも我々の眼にもはっきりと映るように、年次計画その辺の実績も含めて今後につきましては、そういった関係書類の形式を整えて我々に説明していただきたいと思うのですが、そこのところへの考えを1点。

それから発達障がいについて、隠岐圏域での発達障がいがどういう状況であるか、今いちはっきりしていない認識でありましたけども、これは大変重要な事でありまして、人材不足の中で職業的自立という観点からも、この発達障がいへの取組、これは大変大きな問題かと思っております。ここについても精神保健福祉士これの獲得には万全を期していただきたいわけではありますが、ここへの取組につきまして、例えば島根県には「東部発達障がい支援センター」というものがあるわけですが、そこへの申し入れあるいは協働人材

派遣そういった協力体制も含めて、今後力を入れていただきたいと思うわけであります。 これへの考えもお聞かせください。以上2点につきまして再質問させていただきます。

○番外(池田広域連合長)

吉田議員の再質問にお答えします。まずその前に、広報活動の強化・島民との関わり、 この点については、また我々としても協議しつつ実践できるように頑張っていきたいと思 います。

まず1点目のコンサルによる経営改革について、関係書類をもって具体的に明示していただけるかと、書類をもって提示できるかというご質問でございますが、そのような方向で、検討ではなくさせていただきたいと思います。

また2点目の発達障がい者の取組み、先程も申し上げましたが、全隠岐として人数を把握するという点については難しい面もありますが、隠岐病院といたしましては、今年度、言語聴覚士1名の採用、また精神保健福祉士1名採用しておりますので、少しずつ発達障がい者に対する診療・相談体制も充実させていきますし、ご指摘のあった支援センターにつきましては、今後連携を図りながら取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○11 番 (吉田 雅紀)

これで終わります。ありがとうございます。

○議長(平田 文夫)

以上で、吉田議員の一般質問を終わります。

日程第7. 質疑

日程第7. これより「質疑」を行います。

ちょっとお諮りいたしますけど、質疑は条例7案件一括、補正予算5件一括、当初予算 一括で分けたいと思いますけど、よろしいですか。

それでは、議第1号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」から議第7号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」までの7案件について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第8号「令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」から議第12号 「令和2年度消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの5案件について一括して質疑 を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第13号「令和3年度隠岐広域連合一般会計予算」から議第17号「令和3年度 消防事業特別会計予算」までの5案件について一括して質疑を行います。

そして今日、議第17号の令和3年度消防事業特別会計予算の中でボートの資料を配布いたしましたが、石田議員何かございますか。

○9番(石田 茂春)

ありません。

○議長(平田 文夫)

5案件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

日程第8. 討論

日程第8. これより「討論」を行います。

議第1号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」から議第17号「令和3年度消防事業特別会計予算」までの17案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 9. 採決

日程第9. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第1号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」から議第7号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」までの7案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第1号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」から議第7号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」までの7案件

については、原案のとおり可決されました。

次に、議第8号「令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」から議第12号 「令和2年度消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの5案件について採決いたしま す。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第8号「令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」から議第12号「令和2年度消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの5案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第13号「令和3年度隠岐広域連合一般会計予算」から議第17号「令和3年度 消防事業特別会計予算」までの5案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第13号「令和3年度隠岐広域連合一般会計予算」から議第17号「令和3年度消防事業特別会計予算」までの5案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第 10. 委員会の閉会中の継続審査・調査

日程第10.「委員会の閉会中の継続審査・調査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、 調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の 継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

以上、上程された議案の審議は終了いたしました。

ここで、執行部において3名の方が、この3月末日をもって退職されます。せっかくの 機会ですので、この場を借りて各位から退任の挨拶をいただきたいと思います。 小出名誉院長におかれましては、診療の合間を縫って来ていただいておりますので、ただいまから 10 時 50 分まで休憩といたします。

(休憩宣告10時44分)

会議を再開いたします。

それでは、各位から退任の挨拶を演台でお願いいたします。最初に、藤田消防次長。

○番外 (藤田消防次長)

隠岐広域連合消防本部、消防次長の藤田と言います。私事で大変恐縮ですけれども、3 月31日をもちまして、38年間の消防人生を終えることになります。月日が経つのは早い もので、各4町村を勤務させてもらって、住民の皆さんに支えられて良い刺激を受けなが ら仕事をして参りました。

消防という仕事は、困っている人を助けたい、守りたい、人の役に立てるというところで仕事をして参りました。失敗もありましたが、諸先輩に助けられ、また住民の皆さんに助けられ、今までやって参りました。その失敗から教訓を得て、次の世代に伝えてきたつもりです。

皆さんとは短い付き合いでしたけれども、大変お世話になりました。退職後は少しゆっくりしたいと考えております。最後になりますが、これから隠岐広域連合の発展、そして皆さまのご健勝を祈念いたしまして、私の退任の挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

○議長(平田 文夫)

次に、久永消防長。

○番外(久永消防長)

消防長の久永でございます。先ほどの消防次長と同じく、昭和 58 年に消防士を拝命して 38 年間隠岐広域連合消防本部で働いて参りました。今年度末をもって定年退職を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

消防長就任してから4年間、皆さま方のご指導とご助言を賜りながら、職務の重責を肝に銘じ、消防使命の達成のために精一杯働いて参りました。消防行政を担わせていただきましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。私が広域連合議会にデビューさせていただいたのは、経理課長の時でございます。議員の皆さま方の叱咤激励をいただきながら、消防本部庁舎新築移転事業、島根県と県下9消防本部と共同で整備いたしました消防救急デジタル無線整備事業、並びに通信指令システム更新事業をどうにか務めることができまして、平成27年度から運用を開始したところでございます。消防長就任2年目の平成30年7月には、平成最悪の水害と報道された西日本集中豪雨災害、西日本をはじめ多くの地域で河川の氾濫・浸水害・土砂災害などで、死傷者が200名を超えるという甚大な災害となったことは忘れることはできません。当消防本部からも緊急消防援助隊として職員を派遣いたしましたが、同様な災害がこの隠岐島

で発生した時のことを考えますと、皆さまご存じのとおり4つの離島でございます。平常時においても署所間の応援ができないという管轄区域において、大災害が起きた時の体制構築、急がなければならないことだと痛感したところであります。そして昨年8月の隠岐の島町における豪雨災害、職員の増等も含め全体のバランスを考えた消防の体制整備は急務であると考えております。そして懸案事項でありました、隠岐広域連合消防本部無人航空機運用要領を昨年8月に定めまして、12月13日都万地区並びに西村地区で同時発生いたしました林野火災において非常に有効な情報収集活動をすることができました。

我々消防職員の使命は、住民の生命・身体及び財産を守る事ことであります。住民の皆さま方の安心・安全を一層推進するため、隠岐広域連合消防職員一丸となって住民サービス向上に努めて参りますので、今後ともご支援、ご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルス感染症が日々拡大している中で、長いトンネルの出口がまだまだ見えない状況下ではございますが、皆さま方の今後益々のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。4年間本当にありがとうございました。

○議長(平田 文夫)

次に、小出名誉院長

○番外 (小出名誉院長)

隠岐病院名誉院長の小出です。今お二人が60歳定年ということですが、実は私は70歳でして、本当は65歳で定年、5年前に定年予定の心づもりをしていましたけども、マンパワー不足ということで70歳まで、ということで定年が延長になったもので、一応68歳の時まで院長を8年間ほど仰せつけられて、ただ病院のマンパワーはなかなか難しいことと、後継の人がいないと困るかなということで、現長谷川院長に最初は院長をお願いしても断られるのではないかと非常に参りましたけども、連合長にお口添えいただいて現長谷川院長に、なかなか今医療は大変な状況です。コロナもあって、幸い隠岐には入っていませんけど、そういうところでマンパワー確保が大変な状況ではあります。

私が平成6年の7月から隠岐病院採用、その当時は島後町村組合立隠岐病院でしたけども、何で隠岐に来たかというと、この島で生まれて小学校1年生まで島後で育ったという記憶があって、それと医者になったのは実は10年遅れで、大学に長くいても居づらいなということがあったことと、たまたま当時の教授が隠岐に講演会に来られて、隠岐病院で人を求めているということもあって、医者になって10年目で隠岐病院に着任しました。最初は子供と家内も一緒に来ていましたけど、4年ほどで隠岐はもう嫌だと言って、それからずっと単身赴任ですね、だから20数年単身赴任です。でもその後ずっと長くいたのかというと、やっぱりここで生まれて、小学校1年生までですからすごく記憶がはっきりしたものではないですけど、その当時都万村油井の小学校に行っていました。小学校1・2・3と4・5・6の2クラスしかない複式学級だったと記憶しています。そういう時で、

西郷まで出るのにどうやって出たのかすごく遠かった記憶があります。赴任してきたらもう道路が良くてそんなに不便も感じない、ということもあって、私は自体は別に不便を感じなかった、ただ単身になって食べる物とか生活のことでちょっと苦労はしましたけど、マーケットもあるし、そんなに最近は冷凍食品も揃っているし、自分の生活上は不便を感じなかったです。ただ病院は、全国的な話にもなった産婦人科問題とか精神科問題とか経過中はいろんなことがありました。でも皆さん助け合ってなんとか診療を続けてできて今の状態です。

それと私がここに長く居られたのは、ここで育ったということもあるのですけど、皆さん方、医師は結構短期間で、短い人は1年、長い人は4・5年で帰ることが多いですが、そういう先生方の助けやあるいは事務方、コメディカルの方にすごく支えていただいて、決して居心地が悪い病院ではなかったので、ここでやってきました。いろいろマンパワー不足で今後不安なところはあるのですけど、皆さん努力してやっているので、そこは今後とも支援を議会の皆さんあるいは町民の皆さんに理解して支援していただきたいと思います。

それで私は常勤で 25 年 7 か月勤めてきましたけど、後任の事も心配をしていまして、 大学の医局にお願いに上がりました。神経内科という分野を主に診療分野にしているので、 一般的な内科の先生方では難しいことがあったりするので、大学にお願いしていましたが、 常勤は出せないと、地方の大学はなかなかマンパワー不足で、ただ毎週1回交替で非常勤 の派遣はしていただけるということで、4 月以降はそういう先生に来ていただけることが できる予定です。ただ飛行機や高速船を使って来ますので、欠航になったりするとちょっ とご迷惑をかけるかもしれませんけども、まあそういう状態で後を引き継ぎたいと思いま す。

25 年長かったような、あっという間だったような、何となくこう隠岐を去る、今家内が出雲市平田町に住んでいるので、一応退職後はそちらに引っ越す予定なので、ちょっと隠岐を去るにあたって寂しい気がするのですけど、25 年もいたこの隠岐の島の医療なりいろいろなことが発展して、皆様のご健勝が続くようなことを祈念して退職の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(平田 文夫)

以上で挨拶を終わります。3名の方の、これまでのご尽力とご功労に対し、議会を代表して感謝と惜別の意を申し上げます。退任されましても、健康に十分ご留意され、益々のご活躍を祈念いたします。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、定例会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告11時07分)

○番外 (池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、条例改正案、令和2年度補正予算案及び令和3年度各会計予算案の17 議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかり認識いたし、職員と一丸となり、 誠心誠意、努力して参る所存でございます。

平田議長様はじめ、議員の皆さま方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長(平田 文夫)

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。本日はこれをもって散会いたしますが、西ノ島町出身の議員さん、帰ったらすぐ選挙でございます。頑張ってまたお会いできることを楽しみにしております。よろしくお願い申し上げます。では令和3年第1回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。(本会議閉会宣告11時09分)